



親展

「ねんきん定期便」です。
年金加入記録をお送りします。

KKR
国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
電話 03(3265)8141 (代表)
受付時間 月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00
お掛け間違いのないよう、ご注意ください。
KKRホームページ <http://www.kkr.or.jp/>

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。
(雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月			
厚生年金保険 (b)				月	月	月
一般厚生年金	国共済厚生年金および 地共済厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

- ・「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
- ・(d)欄には、「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
- ・「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)の月数を表示しています。

2. 【参考】これまでの保険料納付額 (累計額)

	保険料納付額(累計額)
(1) 国民年金	国民年金保険料(第1号被保険者) 円
(2) 厚生年金保険	厚生年金保険料(被保険者負担額)
一般厚生年金期間	円
国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

【参考】これまでの保険料納付額 (累計額)について

- ・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額をもとに計算しています。
- ・厚生年金保険の保険料納付額(被保険者負担額)は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率(掛金率)をもとに計算しています。

